

札幌市立中の島小学校「学校いじめ防止基本方針」

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく安心して豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「中の島小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は以下の通りである。

- ①学校、学級内にいじめを決して許さない雰囲気を作る。
- ②児童、教職員の人権感覚を高める。
- ③児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④児童の様子にアンテナを高くし、いじめを早期に発見する。
- ⑤いじめが発見されたら、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑥いじめ問題について、保護者・地域、そして関係機関との連携を深める。

1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

学校は、成長の途上にある児童は生の人間関係の葛藤の中で自己への認識や他者理解を深める、そして児童自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが学校や家庭に求められている、という認識に立って「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別する。

「いじめ」を、人間関係の中で優位に立つ者から低位の者が攻撃や圧迫を一方的・継続的に受けて苦痛を感じている状況と捉え、人間関係全体を心情や事実認識を整理しながら継続的・構造的に把握しながら認定していく。

2. いじめを未然に防止するために

【児童に対して】

○児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような自己肯定感や自己有用感をはぐくむ学級づくりを行う。

○分かる・できる・楽しい授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、人との関わりの中で

学習が深まるなど学習に対する達成感・成就感を味わわせる。

- 児童一人一人がかけがえのない存在であるという命の大切さや、思いやりの心を道徳の学習や学級指導等を通してはぐくむ。
- 学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつように様々な活動の中で指導する。
- 見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら止めたり先生方や友達に知らせたりすることの大切さを指導する。

【教職員として】

- 児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもつ。
- 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- 児童の模範として、「いじめは決して許されない」という姿勢を示し、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返る。
- 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

【学校全体として】

- 全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- 「いじめ問題」に関する行内研修を行い、「いじめ」について教職員の理解と実践力を深める。
- 学校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会などで行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。

3. 「いじめ」の早期発見・適切な初期対応をするために

- 児童の様子を担当はじめ多くの教職員で見守り、気付いたことを管理職に報告し、共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。
- 様子に変化が感じられる児童には、積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していかうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- いじめに関するアンケート調査を年1回実施する。結果によっては追跡調査を実施し、教育的予防と早期発見、適切な初期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- 『いつでも』『誰にでも』相談できる体制づくり、児童がいじめに限らず困ったことや悩んでいることがあれば、いつでも誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- 「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で発信し、理解と協力をお願いする。
- いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有する。
- 教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把

握する。事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行い、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。

- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。
- いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずは、いじめることをすぐに止めさせる。
- いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。

4. 校内体制について

- 「いじめ防止対策委員会」を校内に設置する。構成は、校長・教頭・教務主任・保健主事・養護教諭・スクールカウンセラーとする。
- 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- いじめの相談があった場合には、当該学年主任・担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱を考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

5. 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- いじめの重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導助言を求める。
- 必要に応じて、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応に当たる。
- 地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成について話し合いを奨めることを願う。

【フローチャート】

